

工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施方法を定める件新旧対照表

○昭和六十年郵政省告示第二百二十六号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)第二十五条第九号の規定に基づき、養成課程の終了の際行う試験の実施について、次のように定める。</p> <p>一 実施者の心得 (略)</p> <p>二 受験資格 (略)</p> <p>三 試験の方法</p> <p>1 面接等授業の場合の試験について (一)～(六) (略)</p> <p>2 <u>メディア</u>を利用して行う授業の場合の試験について (一)～(七) (略)</p> <p>四 合格の基準 (略)</p>	<p>工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)第二十五条第九号の規定に基づき、養成課程の終了の際行う試験の実施について、次のように定める。</p> <p>一 実施者の心得 (略)</p> <p>二 受験資格 (略)</p> <p>三 試験の方法</p> <p>1 <u>面接授業</u>の場合の試験について (一)～(六) (略)</p> <p>2 <u>多様なメディアを高度に</u>利用して行う授業の場合の試験について (一)～(七) (略)</p> <p>四 合格の基準 (略)</p>